平成２６年（フ）第１６号
福島市北沢又字川原田18番地の８　県住２―105
債務者　加藤ユカリ
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１７号
福島市北沢又字川原田18番地の８　県住２―105
債務者　加藤　睦子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月７日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３１号
青森県南津軽郡田舎館村大字東光寺字前田27番地19
債務者　種市　由美
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４６号
青森県弘前市大字松原西３丁目１番地３
債務者　山谷　翔太
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第５１号
青森県弘前市大字大原３丁目10番地27
債務者　石岡　清昭
1　決定年月日時　平成26年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３０号
山口県下松市潮音町４丁目11番８号　カーサ・ドマーニⅡ―104号、前住所広島県広島市南区東雲本町３丁目２番26―403号
債務者　山田聡一郎
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第３４号
岐阜県大垣市波須１丁目98番地　りばてぃーはうす98―106
債務者　豊田　好子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
北海道旭川市忠和３条５丁目５番８号
債務者　遠藤　啓一
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９９号
北海道旭川市永山３条６丁目１番３号
債務者　高垣　悦子
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月２日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１６号
北海道上川郡東神楽町ひじり野北１条９丁目４番20号
債務者　岩渕　　藍（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート７棟102号
債務者　川口　昭彦
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８号
栃木県大田原市小滝1029番地297
債務者　藤森　里美
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月26日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第４６２号
横浜市港北区樽町４丁目５番18―502号（住民票上の住所）
債務者　田中　邦子（旧姓今岡）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５５２号
横浜市鶴見区馬場２―19―14　浜祥コーポC101号、住民票上の住所横浜市鶴見区馬場２丁目26番16号　寺山方
債務者　飯村　知弘
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６号
釧路市文苑１丁目50番11号　コーポひまわり文苑１―E
債務者　伊藤千恵子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成26年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月１日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１３０号
栃木県芳賀郡益子町大字七井3886番地22
債務者　戸祭　　隆
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係